

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 6月25日
【会社名】	兼松株式会社
【英訳名】	KANEMATSU CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 下嶋 政幸
【本店の所在の場所】	神戸市中央区伊藤町119番地 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目2番1号(東京本社)
【電話番号】	(03)5440-8111
【事務連絡者氏名】	主計部長 大塚 岳史
【縦覧に供する場所】	兼松株式会社東京本社 (東京都港区芝浦一丁目2番1号) 兼松株式会社大阪支社 (大阪市中央区淡路町三丁目1番9号) 兼松株式会社名古屋支店 (名古屋市中区栄二丁目9番3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月24日に開催しました第121回定時株主総会における議決権行使結果を金融商品取引法第24条の5第4項および「企業内容等の開示に関する内閣府令」第19条第2項第9号の2により提出するものであります。なお、すべての議案は原案どおり承認可決されました。

2【報告内容】

(1) 株主総会開催日 平成27年6月24日

(2) 決議の内容

第1号議案 定款一部変更の件
 定款を以下のとおり、一部変更する。

(下線は変更部分を示しております)

旧定款	新定款
<p>第4章 取締役、取締役会および執行役員</p> <p>第25条（取締役の責任免除） 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2 当社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度まで責任を限定する旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第32条（監査役の責任免除） 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2 当社は、<u>社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度まで責任を限定する旨の契約を締結することができる。</u></p>	<p>第4章 取締役、取締役会および執行役員</p> <p>第25条（取締役の責任免除） （現行どおり）</p> <p>2 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度まで責任を限定する旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第32条（監査役の責任免除） （現行どおり）</p> <p>2 当社は、<u>監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度まで責任を限定する旨の契約を締結することができる。</u></p>

第2号議案 取締役7名選任の件

下嶋政幸、長谷川理雄、郡司高志、谷川薫、作山信好、平井豊および片山誠一の7名を取締役に選任する。

第3号議案 監査役4名選任の件

梨本文彦、小川荘平、山田洋之助および宮地主の4名を監査役に選任する。

第4号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を年額3億円以内（うち、社外取締役の報酬額を年額300万円以内）、監査役の報酬額を年額840万円以内とする。

第5号議案 取締役賞与支給の件

平成26年度末における取締役6名のうち、社外取締役を除く5名に対し、取締役賞与として、総額57.5百万円を支給する。

(3) 可決要件および当日出席を含めた議決権行使の結果(議決権行使書・委任状による出席含む。)

決議事項	賛成(個) (注1)	反対(個)	棄権(個) (注2)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合) (注3)
第1号議案 定款一部変更の件	278,666	624	187	(注4)	可決(98.96%)
第2号議案 取締役7名選任の件				(注5)	
下嶋 政幸	276,461	2,870	187		可決(98.18%)
長谷川 理雄	275,954	3,377	187		可決(98.00%)
郡司 高志	276,162	3,169	187		可決(98.07%)
谷川 薫	276,157	3,174	187		可決(98.07%)
作山 信好	276,145	3,186	187		可決(98.07%)
平井 豊	277,257	2,074	187		可決(98.46%)
片山 誠一	277,221	2,110	187		可決(98.45%)
第3号議案 監査役4名選任の件				(注5)	
梨本 文彦	270,603	8,687	187		可決(96.10%)
小川 莊平	226,698	52,592	187		可決(80.50%)
山田 洋之助	221,585	57,705	187		可決(78.69%)
宮地 主	278,344	946	187		可決(98.85%)
第4号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件	276,745	2,115	648	(注6)	可決(98.28%)
第5号議案 取締役賞与支給の件	276,660	2,671	187	(注6)	可決(98.25%)

(注1) 賛成数は「事前行使における賛成数」と「当日出席株主から各議案の賛否に関して確認できた賛成数」を合計したものです。

(注2) 棄権は「棄権の意思表示のあるもの」に限ります。

(注3) 賛成の割合は議決権行使合計数に対する割合です。

(注4) 議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

(注5) 議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席株主の議決権の過半数の賛成です。

(注6) 出席株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権数の一部を加算しなかった理由

議決権行使書により行使された議決権数と当日出席し行使した、当社役員および当社が確認した議決権数(代理権行使含む。)の合計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したためです。

以上